

広
報

大洲

No.47

— おおず —

きらめき創造 大洲市
—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—




11月3日(月)、肱南地区で「おおず浪漫祭」が開催されました。

12
2008

平成20年12月号

- ☆第60回人権週間 P2
- ☆デジタル放送についてのお知らせ P4
- ☆幼稚園児募集のお知らせ P5
- ☆人事行政の運営等の状況 P12~14
- ☆障害者マークの紹介 P15

発行/大洲市役所 編集/総務課
〒795-8601 大洲市大洲690-1 ☎ 24-2111
大洲市公式ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp>


PRINTED WITH
SOYINK
広報おおずは、環境に配慮し、再生紙及び大豆インキを使用しています。

第60回人権週間

12月4日～10日

平成20年度啓発活動重点目標

「育てよう 一人一人の人権意識」

「思いやりの心・かけがえのない命を大切に」

12月4日(木)から10日(水)までの1週間は人権週間です。法務省および全国人権擁護委員連合会では啓発活動重点目標のほか、次の事項を強調事項として各種行事を実施します。

- ◆ 女性の人権を守ろう
- ◆ 子どもの人権を守ろう
- ◆ 高齢者を大切にすることを育てよう
- ◆ 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- ◆ 部落差別をなくそう
- ◆ アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ◆ 外国人の人権を尊重しよう
- ◆ HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- ◆ 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ◆ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ◆ インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ◆ 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ◆ ホームレスに対する偏見をなくそう
- ◆ 性同一性障害を理由とする

- ◆ 差別をなくそう
- ◆ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ◆ 人身取引をなくそう

なお、人権問題で困っている人は、次の人権擁護委員か法務局(☎24 4 1 5 5)へご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

人権問題に関する

総合12時間電話相談

相談内容

差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害など、家庭および近隣関係などにおける人権問題に関するあらゆる相談(無料・秘密厳守)

日時 12月4日(木)

午前9時～午後9時

電話番号(フリーダイヤル)

☎0120・025・550

相談担当者

人権擁護委員(弁護士資格のある者も含む)、法務局職員
主催
松山地方法務局
愛媛県人権擁護委員連合会

人権擁護委員が

委嘱されました

10月1日付で法務大臣から、谷本京子さん(再任)が当市の人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、皆さんの毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題(同和問題、女性の問題、外国人の問題、家庭内や近隣間のもめごとなど)に関する相談や、心配ごとの相談を受けるなどの活動を行っています。

相談内容の秘密は固く守られ、また相談は無料で難しい手続きもありません。お気軽にご相談ください。

大洲市の人権擁護委員

氏名	住所
上田 弘	若宮
上野 マリエ	大洲
佐川 文彦	新谷町
松岡 昇平	成能
藤木 恵利子	柚木
松岡 強	八多喜町
谷本 京子	平野町平地
清水 禎子	白滝
下田 美澄	長浜町下須戒
台本 曙美	肱川町宇和川
梅木 キヨカ	河辺町三嶋

人権擁護委員について

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの人たちです。この制度は、「日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間のボランティアの人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましい」という考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。

現在、約1万4千人の委員が全国の市町村に配置され、法務局の人権相談所や自宅などでも住民の皆さんからの人権相談を受けるなど、積極的に活動しています。

高齢者虐待を防ごう

高齢者虐待を防ごう！

高齢者虐待の問題は身近な問題で、地域全体で支え合うことが大切です。

平成18年4月1日より「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、高齢者虐待防止法)が施行されました。

高齢者虐待にはどんなものがあるの？

この法律では、高齢者虐待を「養護者(高齢者を養護している家族)」と「養介護施設従事者など(施設職員など)」による、次のような行為と定めています。

- ① **身体的虐待**
高齢者の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある(殴る・蹴る・つねるなど)暴力行為を加えること。
- ② **心理的虐待**
暴言や拒絶的な対応(無視する)など、高齢者に著しい心理的外傷を与えること。

る言動を行うこと。

③ 性的虐待

本人が同意していない性的な行為やその強要。排泄の失敗などに対して懲罰的に下半身を裸にして放置するなど。

④ 経済的虐待

生活に必要なお金を渡さない、使わせない。本人の自宅などを無断で売却する。年金や預貯金を本人の意思、利益に反して利用するなど。

⑤ 介護の放棄・放任(ネグレクト)

必要な介護・医療サービスを受けさせない。水分や食事を十分に与えない。ゴミや排泄物の放置など劣悪な室内環境で生活をさせる。身体を清潔にさせないなど。

「養介護施設従事者など」による高齢者虐待の定義も①～⑤と同じです。

高齢者虐待はどんなこと起るの？

高齢者虐待は様々な要因が複雑にからまって起きるものと考えられ、多くの場合、その家族も困難を抱え、支援を必要としています。

① 家族

介護疲れ、疾病や障害、介護に関する知識不足、経済的な苦しさなど。

② 高齢者

認知症による言動の混乱、身体的機能の低下、疾病や障害など。

③ 人間関係など

これまでの人間関係における折り合いの悪さ、親の加齢や認知症により家庭内における精神的・経済的な関係のバランスが崩れることなど。

④ 社会環境など

希薄な近隣関係や社会からの孤立、他の家族や周囲の人々の介護に対する無関心、老老介護・単身介護の増加、介護サービスなどの不足・不応など。

⑤ 世代間継承

虐待に相当する行為が過去から引き継がれている。

虐待の原因や内容は様々で、単純に虐待者が悪いとは言えないことも多くあります。また、終わりの見えない介護は心身ともに大変な重労働でもあります。

高齢者虐待を防ぐために介護者・住民のみなさまにお願いがあります!!

① あたたく見たり

介護が必要な高齢者がいる家庭を孤立させないように、高齢者や介護をしている人をあたく見守りましょう。家族と高齢者を家庭という「密室」に閉じ込めないよう、疎遠になつたときほど声をかけてみましょう。「おはよう」などのあいさつからはじめてください。

② 「虐待かな?」と感じたら

もし地域で虐待を疑うようなことに気づいたら自分ひとりで悩まず、相談窓口で連絡してください。虐待かどうかの見極めや実際の対応は専門家にまかせましょう。

③ 地域で仲間づくり

上手な介護方法を知ることや、何でも言い合える仲間を持つことも介護を続けるための大きなポイントです。

「虐待かな?」と感じたり、発見した場合は左記の窓口までご相談ください。

【相談窓口】

大洲市地域包括支援センター
☎ 2111 (内線169)
市役所高齢福祉課高齢者福祉係
☎ 2111 (内線171)

